

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年7月3日（平成29年（行個）諮問第106号）

答申日：平成30年5月11日（平成30年度（行個）答申第15号）

事件名：本人が業務災害により負傷した件に関して特定労働基準監督署長が治ゆと判断するに至った関係書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が平成17年特定月日に業務災害により負傷し、特定労働基準監督署長が、平成28年特定月日をもって治ゆと判断するに至った関係書類一切（面接聴取書その他添付資料すべて含む）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、京都労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年2月27日付け京労発基0227第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、別表の1欄に掲げる文書番号1の②及び文書番号6の②の氏名及び印影を除いた不開示部分並びに文書番号9及び文書番号10の氏名等を除いた不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

黒塗り箇所の開示を求める。

(2) 意見書

ア 文書番号1 意見書等① ②2頁「依頼事項に係る意見」欄不開示部分

上記の意見書について開示を求める。意見書の内容は確認されるべきであり、個人の氏名及び印影については、開示は求めない。

イ 文書番号6 意見書等⑤ ②2頁「依頼事項に係る意見」欄不開示部分

上記の意見書について開示を求める。意見書の内容は確認されるべきであり、個人の氏名及び印影については、開示を求めない。

ウ 文書番号9 適正給付管理調査① 3頁25行目29文字目ないし33文字目、26行目5文字目ないし10文字目

上記の意見書（原文ママ）について開示を求める。意見書（原文ママ）の内容は確認されるべきであり、個人の氏名等は不開示でも良い。

エ 文書番号10 適正給付管理調査② 3頁34行目36文字目ないし35行目1文字目、35行目12文字目ないし17文字目

上記の意見書（原文ママ）について開示を求める。意見書（原文ママ）の内容は確認されるべきであり、個人の氏名等は不開示でも良い。

オ 結論

「特定労働基準監督署長が、平成28年特定月日をもって治ゆと判断するに至った関係書類一切の開示」に対して、個人の氏名等は不開示でも良いが、内容については、知るべきであり、開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成17年特定月日に業務災害により負傷し、特定労働基準監督署長が、平成28年特定月日をもって治ゆと判断するに至った関係書類一切（面接聴取書その他添付資料すべて含む）」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2、3、4、5、6の①、7及び8の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、6の②、9及び10の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等

が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、6の②、9及び10の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年7月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月13日 | 審議 |
| ④ 同月26日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成30年4月19日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年5月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成17年特定月日に業務災害により負傷し、特定労働基準監督署長が、平成28年特定月日をもって治ゆと判断するに至った関係書類一切（面接聴取書その他添付資料すべて含む）」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、意見書において、別表の1欄に掲げる文書番号1の②及び文書番号6の②の氏名及び印影を除いた不開示部分並びに文書番号9及び文書番号10の氏名等を除いた不開示部分の開示を求めていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分から氏名及び印影を除いた部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該部分は、原処分で開示されている情報から推認できる内容であると認められ、審査請求人が知り得ることから、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準行政機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の5欄に掲げる部分以外の部分について

当該部分は、特定労働基準監督署長の依頼に応じて提出された審査請求人の症状に関する医師の意見であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、医師が審査請求人からの批判等を恐れ、医師が把握・認識している事実関係について客観的申述を得ることが困難となり、労働基準行政機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号	2 対象文書名	3 不開示を維持する部分	4 不開示情報(法14条該当号)		5 開示すべき部分
			2号	7号柱書き	
1	意見書等①	① 2頁医師署名及び印影	○		—
		② 2頁「依頼事項に係る意見」欄不開示部分	○	○	なし
2	意見書等②	2頁医師署名及び印影	○		—
3	意見書等③	2頁医師署名及び印影	○		—
4	傷病の状態等に関する報告書	2頁印影	○		—
5	意見書等④	2頁医師署名及び印影	○		—
6	意見書等⑤	① 2頁医師署名及び印影	○		—
		② 2頁「依頼事項に係る意見」欄不開示部分	○	○	なし
7	意見書等⑥	2頁署名及び印影	○		—
8	意見書等⑦	2頁地方労災医員署名及び印影	○		—
9	適正給付管理調査書①	3頁25行目29文字目ないし33文字目, 26行目5文字目ないし10文字目	○	○	3頁25行目29文字目ないし33文字目
10	適正給付管理調査書②	3頁34行目36文字目ないし35行目1文字目, 35行目12文字目ないし17文字目	○	○	3頁34行目36文字目ないし35行目1文字目